



国の行政機関における職員への禁煙サポートの推進に関する実態調査の結果

- 国の合同庁舎は、令和元年7月1日までに、原則、敷地内禁煙となりましたが、敷地内禁煙化後、行政機関の職員らしき者が庁舎周辺の屋外喫煙場所等で喫煙する姿が多く見られ、副流煙等による苦情が寄せられるようになりました。
- 人事院は、各省各庁の長に対し、禁煙サポートとして、職員へ喫煙による健康への影響に関する情報の提供や禁煙支援を実施することが適当である旨の通知等を発出しています。
- 総務省東北管区行政評価局では、令和2年1月から同年11月にかけて、苦情等があった喫煙場所周辺に所在する国の合同庁舎（岩手県、宮城県及び秋田県に所在する6合同庁舎）に入居する国の官署（34官署）を対象に、職員への禁煙サポートの実施状況等を調査しました。
- 調査の結果、国の行政機関等では、全体的に、職員に対する禁煙サポート（情報提供、研修等や禁煙希望者等を対象とした禁煙指導）への取組が不十分な状況がみられました。
このため、国の行政機関における職員への禁煙サポートが推進されるよう、国の官署や地方公共団体等における禁煙サポートの取組状況等を取りまとめ、令和2年11月27日、調査対象機関等に対し、調査結果を通知等しました。

結果報告書は、総務省東北管区行政評価局のホームページに掲載
<https://www.soumu.go.jp/kanku/tohoku.html>



〈本件照会先〉

総務省東北管区行政評価局

評価監視官 高橋 寧

☎ 022-262-8591 FAX 022-262-9828

E-mail thk22@soumu.go.jp

国の行政機関における職員への禁煙サポートの推進に関する実態調査結果報告書

調査の目的等

背景・目的

- 健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）の公布（平成30年7月）以降、国の合同庁舎では、令和元年7月1日までに、原則、敷地内禁煙となりました。
- しかし、敷地内禁煙化後、行政機関の職員らしき者が庁舎周辺の屋外喫煙場所等で喫煙する姿が多く見られるようになり、行政相談等には、庁舎周辺での喫煙による副流煙等に関する苦情が寄せられるようになりました。
- 人事院は、改正法の公布以前から各省各庁の長に対し、禁煙サポートとして、職員へ喫煙による健康への影響に関する情報の提供や禁煙支援を実施することが適当である旨の指針を発出しています。
- この調査は、このような状況を踏まえ、苦情等があった喫煙場所周辺に所在する国の合同庁舎（岩手県、宮城県及び秋田県に所在する6合同庁舎）に入居する国の官署を対象に、職員への禁煙サポートの実施状況等を調査し、その推進に資するために実施しました。

<主な調査事項>

- 1 国の機関における健康増進法の一部を改正する法律への対応状況等
- 2 国の官署等における禁煙サポートの実施状況
- 3 その他

<対象機関等>

- ◆ 調査対象機関:33官署
- ◆ 関連調査等対象機関:人事院東北事務局、秋田県、郡山市、民間事業者等
- ◆ 調査実施期間:令和2年1月～11月

1 国の機関における健康増進法の一部を改正する法律への対応状況等

(1) 制度の概要

健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号 令和元年7月1日一部施行）

何人も、正当な理由がなくて、特定施設（※注1）においては、特定屋外喫煙場所（※注2）以外の場所等で喫煙をしてはならない【改正法第25条の5第1項】（※注3）

※注1 特定施設【改正法第25条の4第4号】

多数の者が利用する施設のうち、イ 学校、病院、児童福祉施設（施行令第3条）
□ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎

※注2 特定屋外喫煙場所【改正法第25条の4第5号】

特定施設の屋外の場所の一部の場所のうち、

- ・当該特定施設の管理権原者によって区画され、
- ・喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示、
- ・その他の省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置（→特定施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置）（施行規則第15条）

〈⇒例えば、パーティション等による区画〉

〈⇒例えば、建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外には通常利用することのない場所に設置する、近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないようにするといった配慮〉

がとられた場所

⇒特定施設については、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設であることから敷地内禁煙とすることが原則であり、本措置（特定屋外喫煙場所の設置）が設けられたことをもって特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではないことに十分留意すること、とされている。

☆「⇒」以下の斜字部分は、「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）（平成31年2月22日 健発0222第1号 厚生労働省健康局長から都道府県知事等宛て通知）による。

※注3 改正法は、平成31年1月24日、令和元年7月1日及び令和2年4月1日の3段階施行となっている。本改正法第25条の5は、令和2年4月1日以降は第29条となり、特定施設として、第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設の区分が設けられている。上記の「国及び地方公共団体の行政機関の庁舎」は、第一種施設に該当。

(2) 特定屋外喫煙場所の設置状況等

ア 敷地内禁煙の実施状況及び特定屋外喫煙場所の設置状況

調査対象の6合同庁舎は、いずれも改正法が一部施行された令和元年7月1日までに敷地内禁煙になりましたが、いずれの合同庁舎でも特定屋外喫煙場所は設置されていません。なお、調査対象合同庁舎を管理する官署（以下「管理官署」という。）では、今後も設置する予定はないとしています。

表 敷地内禁煙の実施状況及び特定屋外喫煙場所の設置状況

合同庁舎名	敷地内禁煙の実施年月日	特定屋外喫煙場所の設置の有無
盛岡第2合同庁舎	R1.7.1	無
仙台合同庁舎	H31.4.1	無
仙台第2合同庁舎	R1.5.31	無
秋田合同庁舎	H31.3.1	無
秋田第2合同庁舎	H31.4.1	無
秋田地方法務合同庁舎	R1.7.1	無

(注) 当局の調査結果に基づき作成した。



イ 特定屋外喫煙場所の未設置理由

特定屋外喫煙場所を設置していない理由は、以下のとおりです（複数回答あり）。

① 設置要件を満たす場所の確保が困難（3管理官署）

（i 土地が狭く、適当な設置場所がない、ii 設置場所として例示されている建物の裏などが、設置要件の「利用者が通常立ち入らない場所」に該当しない、iii 屋上は観測機器が設置されており、関係職員以外の立入りが認められていない、など）

② 設置に多額の費用を要する（1管理官署）

（設置する場合の費用等について業者に相談したところ、簡易型の喫煙スペースとしてパーテーションで区画する場合、100万円程度の費用がかかることが判明）

③ 県受動喫煙防止条例において、特定屋外喫煙場所を設置しないことが努力義務とされたため（2管理官署）

④ 喫煙する機会を減少させること等により職員の健康促進を図るため（1管理官署）

⑤ 国の方針（禁煙促進）に鑑み、設置は不要と判断（1管理官署）

⇒以上のことから、特定屋外喫煙場所を設置することについては、国においても推奨していないことに加え、スペースの問題、費用の問題等からも、困難な状況がみられます。

(3) 改正法施行後の苦情等

ア 苦情等

行政相談・管理官署

改正法施行後の令和元年7月以降に当局の行政相談や管理官署等において受け付けた苦情等の中には、以下のとおり、合同庁舎周辺での喫煙による副流煙等に関するものがみられました。

改正法施行後に行政相談や管理官署等において受け付けた主な苦情等の内容

- ▶ 合同庁舎付近の屋外の歩行者用階段付近で、合同庁舎職員と思われる者が喫煙しており、階段を利用する際に副流煙で不快な思いをしている。子供も利用する場所なので考えていただきたい。
- ▶ 合同庁舎職員と思われる者が近隣の民間ビル内の喫煙所を利用しているが、遠慮してほしい。
- ▶ 合同庁舎付近の公園の周辺歩道を通行したところ、数十人が群がって喫煙しており、タバコの臭いがひどくて迷惑している。

保育園

合同庁舎付近の公園周辺を散歩コースにしている保育園（3施設）に対し、公園内の屋外喫煙場所での喫煙による影響等について聴取した結果、以下のとおり副流煙の影響を懸念する声や喫煙マナーの遵守に関する要望等がみられました。

屋外喫煙場所での喫煙による影響等についての保育園の意見

- ▶ 公園に喫煙者がいる際は、園児への副流煙の影響が懸念されることから、できるだけ喫煙者の近くを避けて散歩するよう留意している。喫煙に当たって周辺への配慮をしてほしい。
- ▶ 公園周辺を散歩する際、タバコのおいが気になることが時々あり、園児への影響が心配されるため、できるだけその近くを避けて散歩するよう留意している。
- ▶ 最近、公園内やその周辺にタバコの吸い殻が落ちていることが目立つ。タバコの吸い殻の始末を行うなど、喫煙マナーを守ってほしい。

イ 屋外喫煙場所周辺での受動喫煙

屋外の喫煙場所周辺の受動喫煙については、風下17m、25mでも発生する、という研究結果がある（※注1）ほか、無風という理想状態下で、1人の喫煙者によるタバコ煙の到達距離は直径14mの円周内で、複数の喫煙者が同時に喫煙をする場合は、この直径が2、3倍になる、との考え方が示されたものがあります（※注2）。

参考までに、当局が調査対象合同庁舎周辺の公園内灰皿設置場所（3か所）付近での喫煙者数について抽出で確認したところ、平日の昼（12:30～13:00）は3か所とも10人以上、多い時には40人以上が灰皿設置場所から離れた場所まで広がって喫煙している状況がみられ、中には、公園沿いの歩道から約4mから10mの距離で複数名が喫煙している状況もみられました。

※注1 「受動喫煙の防止を進めるための効果的な行政施策のあり方に関する研究」（平成26年度、産業医科大学 大和浩教授）より

注2 「喫煙所に対する日本禁煙学会の考え方」（平成30年12月20日 日本禁煙学会 理事長 作田 学）より

(4) 敷地内全面禁煙に向けた取組状況

地方公共団体の中には、敷地内禁煙実施計画を策定し、敷地内の全面禁煙に向けた様々な取組を実施した例があります。

計画の名称：秋田県庁舎敷地内禁煙実施計画

計画の策定期間：平成30年1月

敷地内全面禁煙実施時期：平成30年10月1日

計画の目的：更なる喫煙率の低減を図るためには、禁煙支援を充実させるとともに、喫煙機会を減らす必要があるため、新たに「敷地内禁煙」に取り組むことにより、県職員と来庁者の健康増進を図る。

具体的な取組内容：禁煙タイムの拡大、敷地内禁煙の試行、共済組合による禁煙治療に要する費用への助成、禁煙トライセミナーの開催（同セミナーの詳細は14ページ参照）

今回、調査対象の6合同庁舎に入居する34の官署（国の行政機関33官署と人事院東北事務局を加えた計34官署。以下「入居官署」という。）における敷地内全面禁煙に際しての取組状況を調査したところ、

ア 喫煙マナーや受動喫煙防止について、職員に注意喚起した官署が4官署、

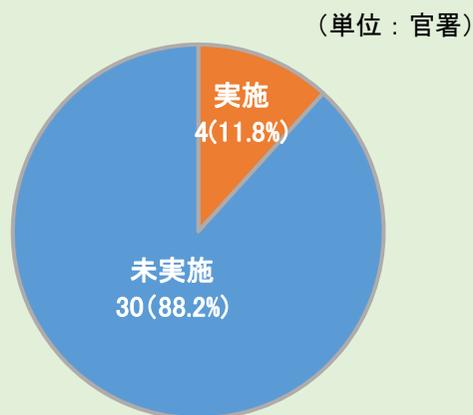
イ 研修や講習会を開催又は参加した官署が5官署、

みられました。

ア 注意喚起の実施状況

国の合同庁舎の敷地外での喫煙について、34入居官署における職員への注意喚起の実施状況を調査したところ、図のとおり、敷地内全面禁煙に際して注意喚起を実施した官署は4官署（11.8%）みられました。

図 敷地内全面禁煙に際しての注意喚起の実施状況



敷地内全面禁煙に際して注意喚起を実施した例

- 平成31年1月、管内職員に対し、i) 休憩時間を除く執務時間中は喫煙する目的で庁舎敷地から出て喫煙をしないこと、ii) 他施設等の喫煙可能場所で複数の職員と喫煙する場合、大声で談笑するなどの迷惑行為は行わないこと、などの「喫煙マナーの遵守」について周知（3官署）
- 平成31年1月、職員に対し、庁舎敷地内禁煙実施に関する周知後、敷地外であっても受動喫煙防止に十分留意するよう、メールにより注意喚起（1官署）

未実施の理由

- ▶ 喫煙する職員が少なく、喫煙に関する配慮は各人の裁量に委ねているため。
- ▶ 実施する機会がなかったため。

イ 研修、講習会の開催状況

34入居官署における、敷地内全面禁煙に向けた研修、講習会の開催状況を調査したところ、研修会を開催又は参加している官署が5官署（いずれも平成30年度に開催等）みられ、主な例は以下のとおりです。

研修、講習会の開催例（その1 東北総合通信局）

研修開催時期：平成31年1月

敷地内全面禁煙実施時期：令和元年5月

研修の目的：喫煙者のみならず受動喫煙が他人に与える健康影響や敷地内禁煙実施後の対策イメージ等について情勢を正しく理解し、国の機関等に課せられた「受動喫煙防止対策の総合的かつ効率的な推進」の参考とする。

演題：「タバコ健康被害と受動喫煙防止」

講師：特定非営利活動法人 禁煙みやぎ理事長

受講人数：29人

研修、講習会の開催例（その2 秋田地方法務局）

研修開催時期：平成31年1月

敷地内全面禁煙実施時期：平成31年3月

研修の目的：喫煙がもたらす身体への影響に関する知識の向上を図るとともに、喫煙者の禁煙行動を促す。

開催内容：① たばこ（受動喫煙を含む）と病気との関係性について

② 日本における喫煙対策について

③ 禁煙に向けた各種サポート等について

講師：秋田県健康福祉部健康医療技監兼秋田地域振興局福祉環境部長

受講人数：23人

(5) 喫煙所における新型コロナウイルス感染対策

ア 喫煙については、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成24年7月厚生労働省告示第430号）において、「喫煙は、がん、循環器疾患、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）といったNCD（非感染性疾患）の予防可能な最大の危険因子であるほか、低出生体重児の増加の一つの要因であり、受動喫煙も様々な疾病の原因となるため、喫煙による健康被害を回避することが重要である。」とされています。

WHO（世界保健機関）では、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）と喫煙に関するWHO声明」（2020年5月11日版）において、「（略）COVID-19は主に肺を攻撃する感染症である。喫煙は肺の機能を損なうため、身体がコロナウイルスやその他の疾患を撃退することを困難にする。タバコはまた、心血管疾患、癌、呼吸器疾患、糖尿病のような、非感染性疾患のリスクファクターでもあり、これらを有する人々は、COVID-19感染時に重篤な疾患を発症するリスクがより高くなる。これまでの研究から、喫煙者は重篤な疾患の発症と死亡のリスクがより高いことが示唆されている。

（略）」としています。

また、厚生労働省では、「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」において、以下のとおり、新型コロナウイルス感染症の予防法として、屋外喫煙所や、事務所や飲食店などの第二種施設（※注1）で設置が認められている屋内の喫煙専用室（※注2）における会話や、携帯電話による通話を慎むようお願いしています。

※注1 令和2年4月1日施行の改正法においては、多数の者が利用する施設のうち、第一種施設（学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の庁舎等）及び喫煙目的施設（喫煙を主目的とするバー、スナック、店内で喫煙可能なたばこ販売店、公衆喫煙所等）以外の施設（事務所、工場、ホテル、旅館、飲食店等）

注2 ①屋内の一部の場所であって、②喫煙室から施設の屋内へのたばこの煙の流出を防止するための基準に適合していること、③専ら喫煙をすることができる場所であること、④20歳未満の者の立入りが禁止されていること、等の要件を満たした場所

「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」（令和2年9月2日時点版）（抄）

3. 新型コロナウイルス感染症の予防法

問1 感染を予防するために注意することはありますか。心配な場合には、どのように対応すればよいですか。

感染を予防するためには、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出の自粛、「3つの密」を避けること等が重要です。

～（略）～

なお、喫煙に関しては、

・本年4月から、望まない受動喫煙を防止するための改正健康増進法が全面施行され、原則屋内禁煙となっています。事業者は、屋外喫煙所や屋内の喫煙専用室を設けることも可能ですが、これらの場所では距離が近づかざるを得ない場合があるため、会話や、携帯電話による通話を慎むようお願いします。

（～略～）

・また、WHOのステートメントによれば、WHOが2020年4月29日に招集した専門家によるレビューにおいて、喫煙者は非喫煙者と比較して新型コロナウイルスへの感染で重症となる可能性が高いことが明らかになったことなどが報告されています（WHO statement: Tobacco use and COVID-19（2020年5月11日公表））。（以下、略）

イ 現在、新型コロナウイルスの感染経路の中心は、飛沫感染、接触感染であると言われていています（※注3）。喫煙は、一般に、マスクを外した状態であり、会話による飛沫感染、手指が口に触れることによる接触感染のリスクが存在すると考えられます。特に、第一種施設の敷地内に設置される閉鎖型の特定屋外喫煙場所や、前述の喫煙専用室においては、「3密（密閉、密集、密接）」の状態が生じる可能性があり、換気の状態次第では、感染リスクが高まると考えられます。また、屋外の開放された喫煙所であっても、灰皿の周囲に人が集まることから、感染のリスクは否定できないと考えられます。

※注3 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）より

注4 上記イの内容について、東北大学大学院医学系研究科の吉田眞紀子助教は、「喫煙所は密になりやすい条件が揃う。喫煙は、感染のリスクに加え、重症化のリスクとなる可能性もあると思われる。」としています。

ウ 今回調査対象とした6合同庁舎においては、前述1(2)アのとおり、特定屋外喫煙場所を設置していないことから、喫煙所における新型コロナウイルスの感染対策としては問題はないと認められます。なお、東北地方の地方公共団体の中には、以下のとおり、i) 感染防止の観点から特定屋外喫煙場所の使用方法を見直した例（①）、ii) 喫煙場所を閉鎖した例（②）、iii) 喫煙場所の使用自粛や3密防止を呼び掛けている例（③及び④）がみられます。

喫煙所における新型コロナウイルス感染対策の例（地方公共団体）

- ① 政府の緊急事態宣言により感染のリスクとなる喫煙所への見方が一層厳しくなっていることから、庁舎敷地内に設置している喫煙所の今後の使用方法を検討。その結果、令和2年6月、i) 喫煙所の1回の使用人数を4人までに制限すること、ii) 使用中は会話を慎むとともに換気装置を必ず作動させることなどを取り決め、これらの使用方法が遵守されない場合、喫煙所の廃止も検討することを職員に通知
- ② 県営運動公園は各種競技が常時開催され多くの県民が利用する施設であり、喫煙は新型コロナウイルス肺炎重症化の最大のリスクになるほか、喫煙所での感染拡大も懸念されることから、令和2年6月から当面の間、喫煙所（屋外）を閉鎖することを決定。調査時点では、感染拡大が終息するまで、期限を設けることなく閉鎖を継続する予定
- ③ 県医師会や専門家から喫煙所が感染拡大の発生源となることが懸念されるとの指摘を受け、令和2年4月、県のホームページにおいて喫煙所で感染したと考えられる事例が（他の都県で）発生していることを掲載し、公共施設や民間施設の施設管理者に対して、既存の喫煙所（屋内・屋外）の使用と新規の喫煙所の設置について自粛するよう協力を呼び掛け
- ④ 市医師会から喫煙所がクラスター発生要因になることが懸念されるとの指摘を受け、令和2年4月、市のホームページにおいて、喫煙所の近距離での喫煙が感染リスクを高める可能性があることから、喫煙の際に3密とならないよう注意喚起。また、市内の事業者には、商工組合等の事業者団体を通じ、喫煙所での喫煙の際の3密防止周知のチラシを約1万枚配布し、喫煙所の使用中止・自粛を検討するよう要請

2 国の官署等における禁煙サポートの実施状況

(1) 制度の概要

ア 「国家公務員健康増進等基本計画」（平成3年3月20日内閣総理大臣決定）では、職員の心身の健康を確保し、生きがいある充実した生活の実現を図ることが、活力ある行政の基盤となるものであるとして、職員の心身の健康の保持増進等に関する施策を推進するための基本的な方針を示しています。本計画の中で、重点事項として、心の健康づくり、生活習慣病対策等の健康増進対策等に加え、喫煙対策として、以下のとおり、職場における受動喫煙防止対策の徹底のほか、職員に対する喫煙と健康に関する知識の普及や禁煙希望者に対する禁煙支援を推進することとしています。

「国家公務員健康増進等基本計画」（平成3年3月20日内閣総理大臣決定）（抄）

第2 健康の保持増進

5 喫煙対策

喫煙が健康に与える影響及び受動喫煙の危険性を踏まえ、生活習慣病等を予防する上で喫煙対策は重要な課題となっている。このため、職場における受動喫煙防止対策を徹底するほか、職員に対する喫煙と健康に関する正しい知識の普及や禁煙希望者に対する禁煙支援を推進する。

また、「国家公務員健康増進等基本計画の運用指針」（平成3年3月20日総人第111号）では、留意すべき指針として、次のとおり定めています。

「国家公務員健康増進等基本計画の運用指針」（総人第111号平成3年3月20日 内閣官房内閣人事局人事政策統括官通達）（抄）

1 健康の保持増進

(5) 喫煙対策

（前略）

また、喫煙者に対し、受動喫煙を含む喫煙に関する情報の提供、医師による講話の実施等を行うとともに、禁煙希望者に対しては禁煙プログラムの紹介等による禁煙支援を行い、喫煙対策を推進する。

イ 人事院は、各省各庁の長に対し、改正法の公布以前から、職場における喫煙対策について通知（※注）しており、その中で、禁煙サポートとして以下のような対策を講じることが適当としています。

禁煙サポート

各省各庁の長は、①喫煙者に対して、喫煙が健康へ与える影響を再認識した上で喫煙の継続について自主的に判断できるよう必要な知識、情報等を提供するとともに、②禁煙の必要な者や禁煙を希望する者に対して、禁煙を支援するための以下の具体的対策を講じることが適当であること。

(1) 喫煙と健康に関する研修、講習会等を開催する。

(2) 職場における健康診断、健康教育等の機会を捉え喫煙の影響についての情報提供を行う。

(3) 健康診断の結果、禁煙の必要な者及び禁煙希望者に対して、医師、保健師、看護師等によるカウンセリング、禁煙プログラムの紹介、禁煙実践コースの設定等の禁煙指導を組織的かつ継続的に実施するとともに、禁煙支援者を養成するなどの支援に努める。

※注 人事院の通知としては、

「職場における喫煙対策に関する指針」（平成9年4月1日職福－112人事院職員局長通知）

「職場における喫煙対策に関する指針について（通知）」（平成15年7月10日勤職－223人事院事務総局勤務条件局長通知）

「職場における受動喫煙防止対策及び健康確保に係る取組について（通知）」（令和元年6月14日職職－32人事院事務総局職員福祉局長通知）

「職場における受動喫煙防止対策及び健康確保に係る取組について（通知）」（令和2年3月2日職職－101人事院事務総局職員福祉局長通知）

があります。なお、禁煙サポートの内容は各通知とも同様となっています。

(2) 今回の調査について

ア 人事院では、令和元年6月の通知（参考資料21ページ参照）において、「喫煙対策の目的である健康で快適な職場環境づくりの推進には、望まない受動喫煙を防止するとともに、喫煙者のうち禁煙を必要とする者及び禁煙を希望する者を支援する必要がある」として、①喫煙者に対する喫煙が健康へ与える影響についての知識、情報等の提供、②禁煙の必要な者や禁煙を希望する者に対する研修、講習会等の開催、③医師、保健師、看護師等によるカウンセリング、禁煙プログラムの紹介、禁煙実践コースの設定等の禁煙指導の実施、の対策を講じることが適当、としています。

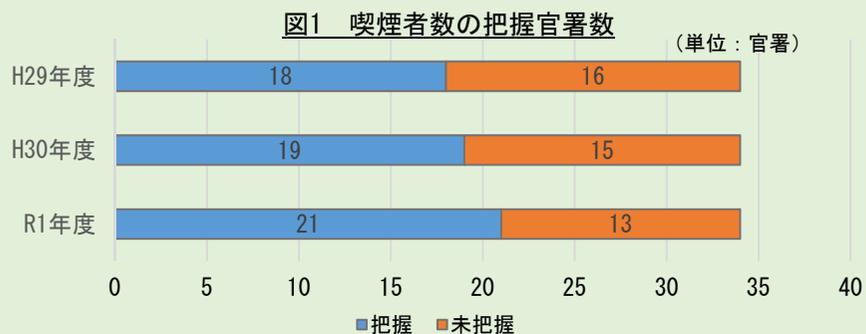
イ 上記①の喫煙が健康へ与える影響についての知識、情報等の提供や②の研修、講習会等の開催は、禁煙を必要とする者及び禁煙を希望する者（以下「禁煙希望者等という。」）に限定せずに実施することにより、i) すべての喫煙者が禁煙について考える機会が増えると考えられることに加え、ii) 非喫煙者であっても、禁煙サポートに関する知識を得ることにより、例えば、喫煙している同僚に対する禁煙勧奨の説得力が増大するなどの効果も期待できると考えられます。

よって、今回の調査では、①及び②の対策については、喫煙者や、禁煙希望者等に限定していない取組も含めて禁煙サポートと位置付け、上記③の対策と併せその実施状況を取りまとめることとしました。

(3) 入居官署における喫煙職員の把握状況等

34入居官署における、喫煙者数の把握状況（平成29年度から令和元年度）を調査したところ、図1のとおり、平成29年度は18官署、30年度は19官署、令和元年度は21官署が喫煙者数を把握していました。一方、3か年度の間一度も把握していない官署が12官署（35.3%）みられました。

また、喫煙者数を把握している官署における、職員（非常勤職員を含む。）の喫煙率（※注）の推移を調査したところ、図2のとおり、平成29年度が18.9%、30年度が17.9%、令和元年度が15.5%でした。



※注 「喫煙率」は、喫煙者数/職員数で算出。ただし、「喫煙者数」の把握時点は官署により異なります。また、「職員数」は、いずれの年度も令和2年1月1日現在としています。

(4) 禁煙サポートの実施状況(喫煙の影響等についての情報提供)

34入居官署における、喫煙の影響や禁煙治療などについての情報提供の実施状況(平成29年度から令和元年度)を調査したところ、図1のとおり、3か年度の実施官署数は延べ38官署(実官署数19)であり、平成29年度以降、増加傾向にあります。また、情報提供の内容は図2のとおり、禁煙治療の流れや禁煙治療に要する費用等の「禁煙治療」に関するものが最も多く、次いで喫煙による生活習慣病のリスクや受動喫煙による健康被害等の「喫煙の影響」に関するものとなっています。一方、3か年度の間一度も実施していない官署が15官署(44.1%)みられ、その理由は「未実施の理由」欄のとおりです。

図1 喫煙の影響についての情報提供の実施官署数

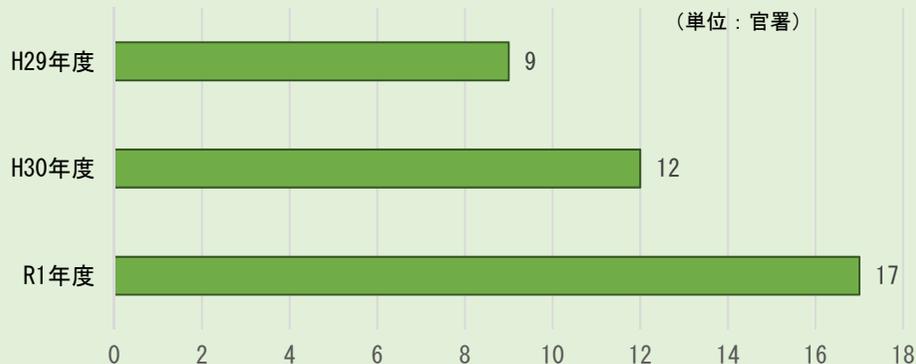
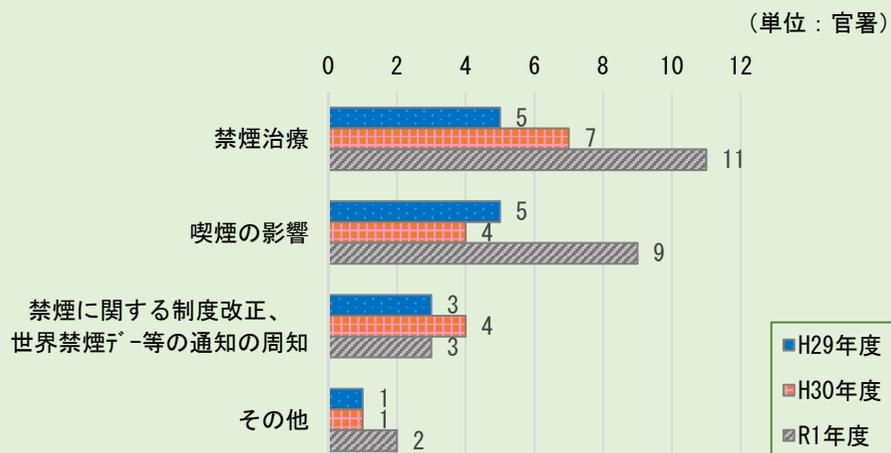


図2 情報提供の内容(※複数回答)



主な実施例

- 喫煙の影響に関する記事が掲載された情報誌(共済組合発行)を省内ネットワークの共通掲示板に掲示(盛岡地方法務局)
- 管内職員へメールにより、i)健康保険を使って禁煙治療を受けるためには、ii)禁煙治療の主な流れ、iii)禁煙治療の金額は喫煙を続けるよりもお得、等「禁煙治療」について紹介。その後、禁煙治療を受ける職員が現れた(東北財務局、秋田財務事務所)。
- 喫煙の影響、禁煙治療の方法、禁煙治療の保険診療を行う県内の医療機関の紹介などを盛り込んだチラシを官署で独自に作成し、局共通ネットワーク内の掲示板に掲示(秋田地方法務局)
- 本省等上部機関が実施した「禁煙講習会」資料の共通ドライブへの掲示・周知(東北厚生局年金審査課、同局麻薬取締部、同秋田事務所)

未実施の理由

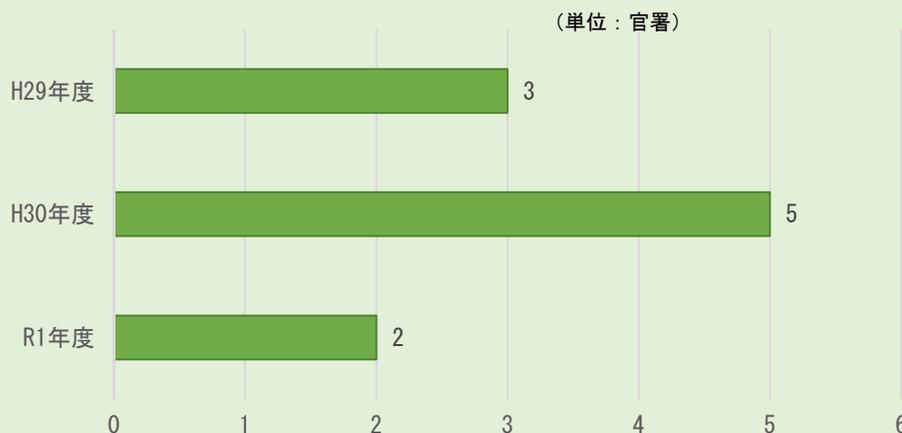
- ▶ 喫煙の情報に関しては個人で十分に収集することが可能で、本人がその影響を理解しながら喫煙しており、職場から改めて情報提供をする必要はないと考えているため。
- ▶ テレビ等メディアやインターネット情報サイト等で喫煙の及ぼす悪影響等への理解は進んでおり、官署が独自に発信すべき情報はないと考えているため。
- ▶ 喫煙者に対しては、人間ドック及び健康診断時の診察や健康管理医との面談時において、医師から個別に指導等が行われているため。

(5) 禁煙サポートの実施状況(研修、講習会等の開催)

34入居官署における、研修、講習会等の開催状況(平成29年度から令和元年度)を調査したところ、3か年度の実施官署数(※注)は延べ10官署(実官署数8 23.5%)でした。一方、3か年度の間一度も開催していない官署が26官署(76.5%)みられ、その理由は「未開催の理由」欄のとおりです。

※注 他の官署が開催した研修、講習会等に参加したものも含まれます。

図 研修、講習会等の開催官署数



主な開催例

- 平成30年度及び令和元年度の連年、職員(各所属の健康管理者や転入者を含む。)を対象に、喫煙による健康被害やメンタルに及ぼす影響などに関する「健康管理セミナー」を専門医を招いて開催(東北管区警察局)
- 受動喫煙防止対策の総合的かつ効率的な推進の参考とする目的で、平成31年1月に開催した研修会(講師:禁煙推進団体理事長)に、自局職員のみならず、同じ合同庁舎に入居する他の官署へも参加を呼び掛け(東北総合通信局)。
- 国家公務員健康週間行事の一環として、保健師等を講師として禁煙の話を含む健康に関する講話及びビデオ放映を実施し、テレビ会議システムを利用して出先機関にも映像を配信(東北地方整備局)

未開催の理由

- ▶ 職員から開催要望がないため。
- ▶ 業務多忙により、禁煙サポートを十分に行える体制にないため。
- ▶ 研修、講習会等を開催することが適当であることを承知していなかったため。
- ▶ 開催に要する予算の確保が困難であるため。
- ▶ 多くの職員が参加できる会場の確保が困難であるため。
- ▶ 喫煙の危険性及び禁煙の重要性等の情報提供を行っており、これをもって本人の裁量に委ねているため。
- ▶ 喫煙者が少ないこと等から、研修、講習会の開催の優先度がそれほど高くないと考えられたため。

(6) 禁煙サポートの実施状況(禁煙指導)

34入居官署における、禁煙希望者等に対する禁煙指導の実施状況を調査したところ、図のとおり、禁煙希望者等を毎年度の健康診断結果等から把握している官署は、平成29年度は16官署、30年度は16官署、令和元年度は17官署となっており、半数以上の官署は禁煙希望者等を把握していませんでした。なお、禁煙希望者等を把握していない理由について、「個々の職員に対する、禁煙希望の有無などのアンケート調査等は、喫煙する職員の感情への配慮もあり実施していない。」ことを挙げている官署がみられました。

また、禁煙希望者等を把握している官署のうち、禁煙希望者等に対して医師等によるカウンセリングの勧奨などの禁煙指導を実施している官署はみられませんでした。

図 禁煙希望者等の把握官署数



(7) 禁煙サポートの実施状況(禁煙サポートの実施についての意見)

今回の調査において、喫煙対策の推進等に関する意見を34入居官署に確認した結果、10官署から禁煙サポートの実施についての意見がありました。その主な内容は以下のとおり、官署による禁煙サポートの実施について、喫煙者からの実施を要望する声あまりない、喫煙は個人的な嗜好の問題もあり、官署としての禁煙サポートには一定の限界があると考え、との意見がある一方で、官署が禁煙のきっかけ作りをしていくべき、との意見もありました。

禁煙サポートの実施についての主な意見

- ◇ 禁煙については、喫煙者の自主的な判断によるところが大きく、喫煙者から禁煙サポートを要望する声あまりない中で、健康管理業務における優先度は低くならざるを得ない面がある。
- ◇ 健康診断の結果、禁煙が必要との医学的判断がなされた者に対しては、健康管理者として禁煙に向けた積極的な措置が必要と考えているが、そうした判断がなされていない者に対しては、個人的な嗜好の問題もあり、官署としての禁煙サポートには一定の限界があるものと考えている。
- ◇ 喫煙対策の推進に関して、問題化している事例がないため、特段取組を実施していないが、問題が発生した場合は、健康安全委員会で協議して対応を検討したい。
- ◇ 禁煙は、自身の意思で挑戦する、あるいは自分だけでは禁煙できないので禁煙外来を利用する、という選択しかない中で、官署がやるべきことは、そのきっかけ作りではないか。
- ◇ 今後、禁煙サポートについてのニーズ等を把握する観点から、「禁煙を希望するかどうか」などについてのアンケートの実施を検討していく。
- ◇ 快適な職場環境づくりの推進のため、令和元年度から、健康管理者が定期的に喫煙者及び禁煙希望者の把握を行っており、来年度以降についても継続していく予定

(8) 地方公共団体及び民間企業における禁煙サポートの取組例

【秋田県】

ア 禁煙トライセミナーの開催

秋田県は、「秋田県庁舎敷地内禁煙実施計画」（平成30年1月策定）に基づき、県内3か所で秋田・たばこ問題を考える会代表（診療所院長）を講師等とする、「禁煙トライセミナー」（※注）を平成30年度及び令和元年度にそれぞれ3回計6回開催しています（参加者数：平成30年度78人、令和元年度59人）。

※注 喫煙者に対し、健康への影響や具体的な禁煙方法、禁煙の過程で生じる問題への対処方法等について啓発を図り、禁煙への動機付けと禁煙を継続的に実践できるよう支援することを目的とするもの。

なお、秋田県は、このセミナーを、同県本庁舎に隣接する同県教育委員会（教育庁）及び同県警察本部と合同で開催しています。

表 禁煙トライセミナーの概要（令和元年度）

目的	受動喫煙防止対策と喫煙率低減の推進のため、喫煙者に対し、健康への影響や具体的な禁煙方法、禁煙の過程で生じる問題への対処方法等について啓発を図り、禁煙への動機付けと禁煙を継続的に実践できるよう支援すること。		
主催	秋田県、同県教育委員会、同県警察本部		
対象者	禁煙を希望する職員又は禁煙に関心のある職員		
講師	秋田・たばこ問題を考える会代表（すずきクリニック院長）		
開催日時等	【中央地区】 令和元年9月18日 14:30～16:00	【県北地区】 令和元年10月2日 15:00～16:30	【県南地区】 令和元年11月13日 15:00～16:30



（注）本表は、秋田県提出資料に基づき、当局が作成した。

イ 成果

秋田県では、敷地内全面禁煙及び禁煙サポート体制の充実の成果であるか不明であるものの、健康診断結果から判明する県職員の喫煙率は、次のとおり低減傾向にあるとしています。

平成29年度：19.7%、平成30年度：19.0%、令和元年度：16.2%

【郡山市】

ア 背景事情

郡山市は、同市職員安全衛生委員会からの「受動喫煙防止対策に係る提言」（平成29年3月）及び市ネットモニターへの市施設の敷地内禁煙に関するアンケート実施結果（295人中243人（82.4%）が「賛成」）を受け、平成29年8月に「郡山市の公共施設における受動喫煙防止対策指針」を策定し、同年12月から公共施設の敷地内禁煙を実施しています。

イ アンケートの実施

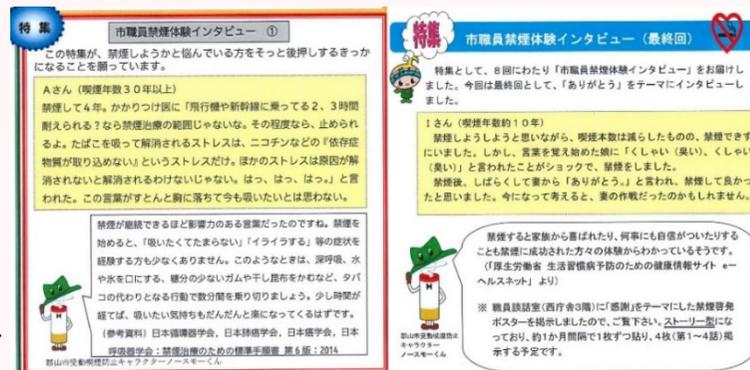
郡山市では、平成30年度から毎年1回、今後の禁煙支援対策の検討のため、「受動喫煙防止対策に関する職員アンケート調査」を実施しています。

当該アンケート結果によると、元喫煙者が禁煙した理由は、健康に関するものが多く、郡山市では、「禁煙者を増やすために、今後も継続して喫煙による健康被害等の情報を提供することが効果的」としています。また、喫煙者のうち、禁煙に関心がない人の割合が平成30年度から2.1ポイント上昇（41.3%→43.4%）していることから、禁煙への関心を高めるための支援策・工夫が必要としています。

ウ 喫煙の影響等についての情報提供

郡山市では、毎月、発行している「安全衛生だより」に8回シリーズで喫煙の影響等や「市職員禁煙体験インタビュー」を掲載するなどし、各所属の組織メールに配信しています。

「安全衛生だより」に掲載された記事 ⇒



エ 研修の継続的な開催

郡山市では、平成27年度からほぼ毎年度、以下のとおり市職員に対する研修を開催しています。

表 研修の開催状況（平成27年度～30年度）

年度	研修会名	講師	テーマ	参加者数
H27	卒煙セミナー	東京都医師会タバコ対策委員会委員長 中央内科クリニック医師	吸う人も吸わない人も知っておきたいタバコの話	約80人
H28	卒煙セミナー	同上	同上	約80人
H29	受動喫煙対策研修会	(一財)慈山会医学研究所 理事長	必ず成功する卒煙への旅立ち～自分と周りの人たちへの影響も理解して～	約100人
H30	受動喫煙対策研修会	同上	吸う人、吸わない人両方に聞いてほしいタバコにまつわるお話し～自分と周りの人たちへの影響と卒煙について～	約100人

(注) 本表は郡山市提出資料に基づき当局が作成した。なお、令和元年度は開催していない。

オ 成果

郡山市では、禁煙サポートにより禁煙できた職員の実態は把握していませんが、上記イのアンケート結果で把握した令和元年度の職員の喫煙率は平成30年度から1.2ポイント低下（11.4%→10.2%）しています。

【プライムアースEVエナジー(株)】

ア 背景事情

プライムアースEVエナジー(株) (以下「PEVE」という。) は、同社宮城工場を含む全社員の喫煙率の高さ (令和元年：全国平均16.7%、PEVE全体32.7%) が健康管理上の課題と認識

イ 各種の機会を通じた啓発活動の実施

PEVEは、雇入れ時に健康教育として、保健師が喫煙の害に関する説明や禁煙支援プログラムを紹介しています。また、産業医による禁煙講話を年1回開催しており、さらに、年に3回、禁煙新聞を発行しています。

ウ 保健師による禁煙希望者への禁煙支援プログラムの実施及び成果等

PEVEは、禁煙外来に出向かずとも禁煙治療が行えるよう、企業内保健師による禁煙支援プログラムを実施しています。このプログラムは、ニコチンパッチ、ガムを用いて、定期的に保健師と面談しながら180日間の禁煙に取り組むもので、プログラム実施期間中、禁煙支援プログラムで卒煙した従業員と当プログラムに参加している者を対象に、禁煙のきっかけや困りごと等の情報共有を行いながら禁煙継続を促す、「禁煙座談会」を開催しています。

この禁煙支援プログラムの参加者及び卒煙率は、以下のとおりおおむね増加傾向にあります。

なお、PEVEは、令和5年1月の敷地内禁煙に向け、今後、オンライン禁煙外来を開始するなど、従業員の禁煙サポートをさらに推進するとしています。

表 PEVEの禁煙支援プログラム実施状況の推移

(単位：人、%)

区分 \ 年	H27	H28	H29	H30	R1
参加者	28	37	44	61	52
うち禁煙継続者	13	16	30	35	28
卒煙率	46.4	43.2	68.2	57.4	53.9

(注) 本表は、PEVE提出資料に基づき、当局が作成した。



3 禁煙サポート推進のための課題

(1) 各官署における禁煙サポート実施の必要性

ア 改正法の一部施行に伴う各官署の対応等

今回、調査対象とした6合同庁舎では、いずれも改正法が一部施行された令和元年7月1日までに敷地内禁煙となりましたが、いずれの合同庁舎でもスペースの問題、費用の問題等から、特定屋外喫煙場所を設置することは困難な状況となっています。

また、敷地内全面禁煙に向けた入居官署の取組状況をみると、喫煙の影響等に関する研修等を開催した官署は一部にとどまっている状況がみられました。

このような状況の中、合同庁舎に勤務する職員も合同庁舎周辺の公園等の喫煙場所で一定数喫煙しているとみられ、当該喫煙場所での喫煙による副流煙等に関する苦情が発生する要因になっていると考えられます。苦情の解決のためには、職員のマナーの向上はもとより、喫煙者を減らすための取組として、各官署において禁煙サポートを実施していくことが必要であると考えられます。

イ 職員の健康増進を通じた良質な行政サービスの提供

国家公務員健康増進等基本計画では、「(略) 社会経済情勢が大きく変化する中で、公務を能率的かつ効率的に遂行することが求められているところであり、職員の働き方改革を進めつつ、職員の心身の健康を確保し、生きがいある充実した生活の実現を図ることが、活力ある行政の基盤ともなるものである。(略)」としています。喫煙対策は、生活習慣病等を予防する上で重要な課題であり、職員個々人の健康問題としてだけではなく、活力ある行政の基盤形成に寄与するとの考え方で、組織の問題として取り組んでいくことが必要であると考えられます。また、喫煙には、新型コロナウイルスの感染リスク、重症化リスクが指摘されています。職員の感染が職場クラスターの発生にも繋がりがねず、業務の継続に支障を来す可能性もあります。官署として禁煙サポートを実施していくことは、新型コロナウイルス感染症対策にもなるものと考えられます。

(2) 各官署における禁煙サポートの実施状況

- ◇ 平成29年度以降における入居官署の禁煙サポートの実施状況をみると、情報提供を実施する官署数は増加傾向にあるものの、34入居官署のうち、3年度間において一度も実施していない官署数は情報提供で15官署、研修等で26官署、禁煙希望者を対象とした禁煙指導は34官署であるなど、全体的に禁煙サポートについて取組が不十分な状況がみられました。
- ◇ 禁煙サポートに取り組んでいない理由として、喫煙者から禁煙サポートを要望する声が無い、健康管理業務における優先度が低いことのほか、禁煙は喫煙者の自主的な判断によるところが大きく、官署としてのサポートに限界があると考えていることなどを挙げています。

(3) 効果的な禁煙サポートの実施に関する考察

【喫煙の影響等に関する情報の提供】

今回の調査では、喫煙の影響についての情報は個人で収集することが可能で、官署が情報提供をする必要がないとする意見が聞かれましたが、郡山市は、喫煙者のうち禁煙に関心のない人は約4割いるとの職員アンケートの結果から、これらの人に対し、禁煙への関心を高めるための支援策、工夫が必要と分析し、職員に対して喫煙の影響等について情報提供を継続的に行っており、同市職員の喫煙率が低下している状況がみられました。

また、禁煙サポートについて、官署がやるべきことは、禁煙へのきっかけ作りではないかとする官署もみられました。

喫煙の影響等についての情報提供は、できるだけ多くの職員が禁煙について関心を持ち、禁煙に取り組むきっかけとなるよう積極的に実施していくことが望ましく、また、継続していくことが有効と考えられます。

特に、前述のとおり、WHOは、喫煙は「心血管疾患、癌、呼吸器疾患、糖尿病のような非感染性疾患のリスクファクターでもあり、これらを有する人々は、COVID-19感染時に重篤な疾患を発症するリスクがより高くなる」としています。今後、喫煙の影響等についての情報提供の際は、新型コロナウイルスの感染リスク、重症化リスクに関する情報も含めることが必要ではないかと考えられます。

さらに、一定の基準を満たした施設等による禁煙治療は、公的医療保険が適用されていますが、令和2年12月1日からは、禁煙治療のためのスマートフォン用アプリについても、医師の処方により保険適用されることとなりました。このような情報も、禁煙に取り組むきっかけになると考えられます。

【研修、講習会等の開催】

今回の調査では、業務多忙のため研修、講習会等を開催できる体制にない、開催に要する予算や会場の確保が困難であるとする官署がみられる一方、自局で開催する研修会の講演等の映像を、テレビ会議システムを利用して下部機関にも配信することにより、より多くの職員に効率的に研修を受講させている官署や、自局で開催する研修会に、同じ合同庁舎の入居官署にも参加を呼び掛けている官署がみられました。

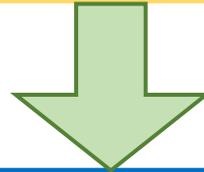
また、秋田県は、禁煙に関する専門家を講師として、具体的な禁煙方法や禁煙過程で生じる問題への対処方法等について啓発を図り、禁煙を実践し卒煙するためのセミナーなどを毎年度継続的に開催しており、効果は不明としつつも、職員の喫煙率は低下している状況がみられました。

研修や講習会等の開催は、専門家から喫煙による健康被害や禁煙のための具体的な方法を直接聴講できる機会であり、喫煙職員が禁煙に取り組むきっかけになると考えられることから、他の官署や地方公共団体等が行っている取組などを参考として、効率的な開催方法を検討するなどにより研修や講習会等を開催し、継続していくことが望ましいと考えられます。

【禁煙指導】

今回の調査では、禁煙希望者等を把握していない官署が半数以上みられる上、把握した禁煙希望者等に対して禁煙指導を実施している官署はみられませんでした。

禁煙指導は、自らの意思のみでは禁煙が難しい喫煙者に、医師等から具体的なアドバイスを受けながら禁煙を達成させる有効な方法と考えられることから、各官署の実情に応じて、禁煙希望者等の把握及び把握した禁煙希望者等を対象に禁煙指導を実施し、継続していくことが望ましいと考えられます。



以上のとおり、禁煙に取り組むきっかけ作りとしての「情報提供」、喫煙の影響等についての講義を直接聴講できる「研修、講習会等の開催」、医師等から具体的なアドバイスを受けられる「禁煙指導」については、継続的に実施することにより、喫煙する職員の減少につながる可能性があると考えられます。

したがって、各官署は、喫煙する職員が禁煙に取り組むことを促すため、次のとおり、他の官署や地方公共団体等の取組例を参考に、官署の実情に応じ、禁煙サポートを継続的に実施していくことが望まれます。

- ① 禁煙に取り組むきっかけとなるよう、職員に対し、喫煙の影響等についての情報を積極的に提供すること。
- ② 官署間で連携を図るなどにより、喫煙の影響等についての研修、講習会等を開催すること。
- ③ 禁煙を達成できるよう、禁煙希望者等の把握を行い、把握した禁煙希望者等を対象とした禁煙指導を実施すること。

参考資料1

表 調査対象合同庁舎及び入居官署一覧

県名	合同庁舎名 (管理官署)	入居官署名		
岩手県	盛岡第2合同庁舎 (盛岡地方法務局)	盛岡地方法務局		
		岩手行政監視行政相談センター		
		仙台出入国在留管理局盛岡出張所		
		岩手労働局		
		盛岡労働基準監督署		
宮城県	仙台合同庁舎 (東北財務局)	東北財務局		
		東北管区警察局		
		仙台国税局		
		税務大学校仙台研修所		
		東北農政局		
		東北経済産業局		
		東北地方整備局		
		東北総合通信局		
	仙台第2合同庁舎 (東北総合通信局)	人事院東北事務局		
		公正取引委員会事務総局東北事務所		
		東北管区行政評価局		
		仙台国税不服審判所		
		東北厚生局年金審査課		
		東北厚生局麻薬取締部		
		関東東北産業保安監督部東北支部		
		東北地方環境事務所		
		秋田県	秋田合同庁舎 (秋田地方法務局)	秋田地方法務局
				秋田行政監視行政相談センター
				仙台出入国在留管理局秋田出張所
				秋田労働局
東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所				
秋田第2合同庁舎 (秋田財務事務所)	秋田財務事務所			
	秋田労働基準監督署			
	東北厚生局秋田事務所			
	秋田地方气象台			
	秋田自然保護官事務所			
秋田地方法務合同庁舎 (秋田地方検察庁)	秋田地方検察庁			
	秋田保護観察所			
	仙台高等検察庁秋田支部			



参考資料2

「職場における受動喫煙防止対策及び健康確保に係る取組について（通知）」（抄）（令和元年6月14日職職一32人事院事務総局職員福祉局長通知）

標記については、「職場における喫煙対策に関する指針について」（平成15年7月10日勤職一223勤務条件局長通知。以下「平成15年指針」という。）に基づき取り組んできたところですが、平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）が公布され、～（略）～、受動喫煙を防止するための措置に係る規定が令和元年7月及び同2年4月に順次施行されることとされています。

各省各庁におかれては、改正法第2条が施行される令和元年7月1日以降は、これらに基づき受動喫煙の防止対策等を推進していただくとともに、下記の事項に留意してください。

なお、これに伴い、平成15年指針は廃止します。

記

1～4 （略）

5 禁煙サポート

喫煙対策の目的である健康で快適な職場環境づくりの推進には、望まない受動喫煙を防止するとともに、喫煙者のうち禁煙を必要とする者及び禁煙を希望する者を支援する必要があることから、各省各庁の長は、①喫煙者に対して、喫煙が健康へ与える影響を再認識した上で喫煙の継続について自主的に判断できるよう必要な知識、情報等を提供するとともに、②禁煙の必要な者や禁煙を希望する者に対して、禁煙を支援するための以下の具体的対策を講じることが適当であること。

- (1) 喫煙と健康に関する研修、講習会等を開催する。
- (2) 職場における健康診断、健康教育等の機会を捉え喫煙の影響についての情報提供を行う。
- (3) 健康診断の結果、禁煙の必要な者及び禁煙希望者に対して、医師、保健師、看護師等によるカウンセリング、禁煙プログラムの紹介、禁煙実践コースの設定等の禁煙指導を組織的かつ継続的に実施するとともに、禁煙支援者を養成するなどの支援に努める。